

従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主の皆さま、ぜひご利用ください！

## 令和5年度 両立支援等助成金のご案内

<b>出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）</b>	①20万円 ※加算有（代替要員の確保、育児休業取得率を公表した場合） ②20万円～60万円 （①②とも1回限り）
①男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成 ②男性労働者の育児休業取得率が、上記第1種の助成を受けてから3年以内に30%以上上昇した中小企業事業主や、一定の場合に2年連続70%以上となった中小企業事業主に対して助成	
<b>介護離職防止支援コース</b>	①30万円 ※加算有（代替要員の雇用や手当の支給等） （1企業あたり1年度5人まで） ②20万円～35万円
①介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主、または仕事と介護との両立に資する制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成 ②新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成	
<b>育児休業等支援コース</b>	①30万円 ②30万円 ③10万円～50万円 ④制度導入時:30万円等 ※①～④加算有（育児休業取得率の公表） ⑤1人あたり10万円 ※10人まで
①育休取得時、②職場復帰時、「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成 ③育児休業取得者の業務を他の労働者が代替するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成 ④育児休業から復帰後の支援として、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成 ⑤新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる特別休暇制度および両立支援制度を導入し、特別休暇を取得させた事業主に対して助成	
<b>不妊治療両立支援コース</b>	1事業主あたり30万円 （1回限り） ※長期休暇加算（連続20日以上）有
・不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可））、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、①～⑥の休暇制度や両立支援制度のいずれかを労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成	
<b>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース</b>	対象労働者1人あたり20万円（1事業所あたり5人まで） ※対象期間 令和5年4月1日～ 令和5年9月30日
・男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置について就業規則等に規定するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に対して助成	

<助成金の申請・お問い合わせ先>

愛媛労働局 雇用環境・均等室 〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階 ☎089-935-5222